

刈谷市こども計画の一部変更について

1 刈谷市こども計画 変更の経緯・理由

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設に伴い、刈谷市こども計画に乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける必要があり、その事項を追加した。

2 刈谷市こども計画 変更内容新旧対照表

新	旧
P92 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【事業内容】 生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の理由に関わらず、保育所等を一定時間まで柔軟に利用できる通園制度で、集団生活の機会を通じて子どもの成長を応援し、保護者の子育てに関する相談支援などを行う事業 【提供体制の考え方】 <u>令和8年度の事業実施に向け、</u>保育園における一時保育の提供体制を計画期間中も確保しながら、一時保育実施園の一部を乳児等通園支援事業に移行するとともに、当該事業を実施する民間園の新規誘致を図ることで提供体制を確保します。 <u>また、乳児等通園支援事業者及び地域の教育・保育施設と連携し、両者間での情報を共有することができる体制を整えます。</u>	P92 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【事業内容】 生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の理由に関わらず、保育所等を一定時間まで柔軟に利用できる通園制度で、集団生活の機会を通じて子どもの成長を応援し、保護者の子育てに関する相談支援などを行う事業 【提供体制の考え方】 保育園における一時保育の提供体制を計画期間中も確保しながら、一時保育実施園の一部を乳児等通園支援事業に移行するとともに、当該事業を実施する民間園の新規誘致を図ることで提供体制を確保します。